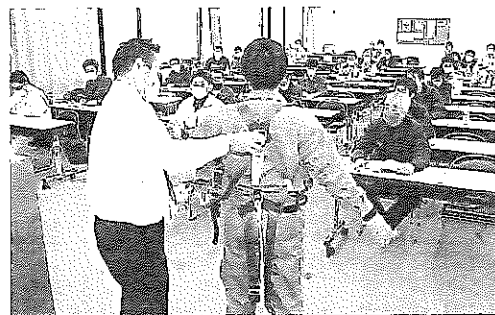


R3. 12. 2

30人がフルハーネス学ぶ

県電設協

安衛則に基づく特別教育



熊本県電設業協会（岩崎裕会長）は11月27日、熊本市流通情報会館で労働安全衛生規則（安衛則）

に基づき「フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育」を実施した。現場で電気工事にあたる

会員企業の社員30人が受講し、関係法令やフルハーネスの基礎知識を学んだ。

高さ2.5米以上で作業床を設けることが困難な箇所において、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて作業する場合に義務づける特別教育。協会では2018年から年1回実施しており、今回を含め185人が規程の教育を修了している。

27日は、作業の知識からフルハーネスの使用方

法までの学科や実技全てを学ぶ6時間コースをはじめ、胴ベルトを用いて6カ月以上従事した経験を有する者などで学科の一部免除を認めた5時間コースと4時間コースの教育を実施した。

講師を務めたエレテックの永野広朗取締役専務は「自分自身の安全を考えるだけでなく、現場の責任者については、部下や下請企業などにも着用を指導して安全管理を行ってほしい」と訴えた。